
第4章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち

関連するSDGs



第1節 賑わいと活気にあふれる商工業の振興

□ 現状と課題

本市には製造業、卸売業、小売業など多様な商工業があり、地元経済と密接に関わっています。

商工業の振興は、地元経済を振興することでもあり、持続可能なまちづくりを推進するためには必要不可欠な要素です。

近年の商工業を取り巻く環境は、人口減少による経済規模の縮小、少子高齢化の進行による就業人口の減少、経済のグローバル化の進展による企業間競争の激化など、大きく変化しています。

特に本市においては、東日本大震災により多くの事業所が被災しましたが、中小企業復旧支援事業のほか、被災した企業に対する相談窓口の設置、融資あっせん制度の拡充などにより事業の再開、経営基盤の強化、積極的な設備投資などが行われてきました。

その結果、製造業においては、製造品出荷額等は概ね東日本大震災前の水準に回復し、商業においては、事業所数は減少しているものの、1事業所当たりの年間商品販売額は、東日本大震災前より増加しています。

しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、商工業を取り巻く環境は厳しさを増しています。特に中小企業については、安定的な経営環境の確保のため、引き続き融資あっせん制度などによる支援のほか、産学官の連携による支援の強化、各種セミナーの実施など幅広い経営支援が必要です。

近年は少子高齢化が加速しており、様々な分野で人手不足が顕在化しています。本市においては、職種によって求人と求職のバランスに大きな開きが生じていることから、求人求職のミスマッチを改善する取組が必要となっています。

勤労者が安心して働き続けることができる社会の実現に向け、福利厚生の実質的な充実や労働環境の整備促進に取り組み、多彩な人材が活躍できる就業環境を構築する必要があります。

経済のグローバル化の進展と企業間競争が加速する中、地域の企業が生き残るためには、その地域ならではの産業を育成し、他との差別化を図る必要があります。

こうしたことから、本市においては、産学官連携による研究や6次産業化による商品開発や販路拡大などの支援を通じて、「石巻ブランド」の付加価値の向上に取り組んできました。今後とも、新産業の創出に向けてこうした6次産業化の推進や、販路拡大のための各種支援を継続的に進める必要があります。

本市の中心市街地は、中瀬地区から石巻駅にかけて、行政機能や金融機関、商店などが集積する本市の歴史的な特性を象徴する地域であり、長年、中核地区として発展していましたが、市民のライフスタイルの変化などにより中心市街地の商業は衰退傾向にあります。

しかし、中心市街地は、単に買い物をする空間として存在するだけでなく、そのまちに住む人々が生活し、交流し、楽しんできたという長い歴史のなかで創り出されてきたものであり、まちの文化を継承する場として維持していかなければならない空間であるとともに、近年では、人口減少や高齢化社会という時代を迎えるにあたって、歩ける範囲で生活できる空間が必要となっています。

こうしたことから、中心市街地に商業機能のみならず、まちとして必要な多様な機能の集積を行い、活性化イベントなどを開催することにより、中心市街地の活性化を推進する必要があります。

■ 施策の体系

第1節 賑わいと活気にあふれる商工業の振興

1 事業者への経営支援を行う

2 就業環境の充実を図る

3 地域ブランドを育成する

4 中心市街地活性化を推進する

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
総生産額（第2次・3次産業） (単年)	商工課	百万円	577,043	443,615

第2次産業（工業・建設業）、第3次産業（商業、金融業、運輸業、情報通信業、サービス業など）の総生産額の向上を図る。

重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
1-1	産業創造助成金の助成件数 (単年)	商工課	件	7	8
1-2	勤労者福祉サービスセンター会員数（累積）	商工課	人	2,600	2,700
1-3	6次産業化・地産地消推進助成金の助成件数（単年）	商工課	件	4	10
1-4	萬画館・元気市場利用者数 (単年)	商工課	人	1,427,143	1,486,218

1-1 産業創造助成金（人材育成・研究開発・情報提供・知的財産取得などの取組を実施する企業に対する助成金）の助成件数を推進し、地域事業者への支援を推進する。

1-2 勤労者福祉サービスセンター（中小企業向け福祉事業をサポートする組織）の会員数を増やす。

1-3 6次産業化・地産地消推進助成金の助成件数を増やし、地域ブランドの推進を図る。

1-4 萬画館・元気市場利用者数（中心市街地の主要な施設）を増やし、中心市街地の活性化を図る。

市民ができること

地元での経済活動を推進することにより地域経済の活性化に努めます。また、市内の地域ブランド商品を市外に向けて積極的に情報発信します。

市内商工業者の製造・販売する商品やサービスに対して、きめ細かなニーズやアイデアを伝え、サービスの向上、競争力の強化につなげます。

■ 施策の展開

1 事業者への経営支援を行う

- 既存企業の新たな事業展開や、ICT、IoT及びAIなどの利用に対する相談窓口の設置や指導、資金補助など、各種の支援体制の充実を図ります。
- 地域資源を活かした新産業の創出などに関する取組に対して、産学官金による包括的な支援を実施します。

2 就業環境の充実を図る

- 中小企業における福利厚生の充実に向けて、必要な支援を実施します。
- 働く意欲のある市民誰もが就業の機会を得られるよう、関係機関と連携した各種支援を推進します。
- 事業者に対して、就業環境を改善するための各種支援を推進します。

3 地域ブランドを育成する

- 農林漁業者をはじめとする6次産業化・農商工連携の取組を行う事業者などに対して、商品開発、販路開拓、衛生管理、経営改善、人材育成、関連組織づくりなどに関する専門家派遣や講習などの各種支援を行います。
- 地域ブランドとなる食材などの販路開拓のため見本市などの開催を支援します。

4 中心市街地活性化を推進する

- 本市の魅力ある地場産品を扱う商業機能をはじめとして、居住や福祉、子育てなど多様な生活機能を充実させるとともに、各種イベントなどを推進します。
- 中心市街地の魅力を多角的に収集し、幅広い世代に向け、デジタル技術を活用した新たな手法によるPRを推進し、賑わいの創出を図ります。



第2節 持続可能な水産業の振興

□ 現状と課題

本市の水産業は、沖合漁業、沿岸漁業、養殖漁業による漁業が営まれています。沖合においては、寒流と暖流が交錯する三陸沖漁場の南方に位置することから、古くから遠洋漁業や沖合漁業といった大型漁船による漁業も営まれており、多彩な漁業資源を有しています。

本市の各漁港は、東日本大震災により甚大な被害を受けましたが、第3次漁港漁場整備計画（震災復興地区計画）に基づき復旧工事が行われ、供用が開始されています。

石巻魚市場における水揚高は、平成27年には東日本大震災前の水準にまで回復しており、水揚量についても、東日本大震災前の約80%にまで回復し、令和元年度時点の水揚量では全国で5番目に大きい規模であり、東北を代表する漁港となっています。魚種としては、主に、さば、まいわし、ぎんざけなどの水揚量が多く、本市を象徴する海産物となっています。

また、水産資源の減少対策として各魚種の生産量調整を行っており、特に、さけ、あわびを中心とした水産資源の管理による持続的な漁業にも取り組んでいます。

近年、マイクロプラスチックごみや漂流物などによる海洋汚染・漁場汚染の問題の顕在化及び海洋環境の変化などによるほや、ホタテやかきの貝毒の長期化やへい死のほか、藻場の減少（磯やけの発生）などによる影響が及んでおり、その対策が求められるとともに、漁業センサスによる漁業経営体数は、東日本大震災前から減少傾向で、漁業従事者の不足に備えた後継者育成などの経営安定のための取組が必要となっており、水産業の経営環境の向上が大きな課題となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ水産物の消費を拡大するため、影響が収束するまで継続的な支援策に取り組んでいくとともに、水産物の消費拡大のための販路開拓については、放射能検査を着実に実施してきましたが、魚市場の適切な維持管理とあいまって、風評被害や海外輸出に向けた対策の一環として引き続き継続する必要があります。

捕鯨文化の継承や鯨文化の普及、継承に向けて、捕鯨関連自治体と連携した活動を実施してきた結果、令和元年度より商業捕鯨が再開しましたが、商業捕鯨禁止期間が長期に及んだことから、捕鯨関連自治体と連携した活動の継続や頒布活動、学校給食での提供などによる鯨食の普及を進める必要があります。

また、安全で良質な水産物の安定供給に向けて、原料不足による安定的原魚確保や水産加工事業者の衛生管理認証取得などによる衛生管理の徹底を進めるとともに、他の産地との競争が激化する中で、市内の産業関係団体が一体となった石巻ブランドの構築が求められています。

漁港施設の復旧などの整備により、沿岸漁業の生産回復に繋がりましたが、今後、施設更新については、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化や縮減を推進し、施設改良については、施設利用状況の変化による対応などを推進する必要があります。

■ 施策の体系

第2節 持続可能な水産業の振興

- 1 漁場環境の保全を推進する
- 2 操業体制の充実を図る
- 3 新たな生産体制・原料確保を促進する
- 4 水産物の流通体制の強化を図る
- 5 石巻産水産物のブランド化を推進する
- 6 水産基盤の充実を図る

■ 数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
漁業生産高(単年)	水産課	百万円	21,753	24,000

水産事業への各種取組を推進し、漁業生産高(石巻地方卸売市場(石巻、牡鹿)の水揚高、養殖生産高)向上を図る。

重要業績評価指標 (KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
2-1	海洋保全活動取組団体数 (累積)	水産課	団体	-	8
2-2	水産業担い手事業による就業者数 (単年)	水産課	人	5	10
2-3	漁船誘致活動件数 (単年)	水産課	件	14	15
2-4	水産物輸出量 (単年)	水産課	t	310	310
2-5	ブランド水産物PR回数 (単年)	水産課	回	1	2
2-6	漁港施設機能保全事業進捗率 (累積)	水産基盤整備推進室	%	-	100

2-1 海洋保全活動取組団体数を増やし、漁業環境の保全を図る。

2-2 水産業担い手事業（水産業の新たな担い手確保を行なう事業）による就業者数の向上を目指す。

2-3 漁船誘致活動件数（市内魚市場への水揚げを促進するための事業）を向上させる。

2-4 水産加工品の開発、供給体制の確保、流通機能の検討などを行い、水産物輸出量を維持する。

2-5 ブランド水産物PR活動（消費拡大や地産地消など各種PR活動）を推進し、市水産物のブランド化を推進する。

2-6 漁港施設の機能保全事業（維持、補修等）により水産基盤施設（ハード）の整備を推進し、水産基盤の充実を図る。

市民ができること

海洋汚染につながるプラスチックなどの適正廃棄に心がけるとともに、魚食・鯨食など水産物を使った郷土料理などの伝承や普及、地産地消に努めるとともに、水産業に対する理解と関心を深め、水産業の振興に努めます。

1 漁場環境の保全を推進する

- 豊かな漁場の保全と優れた海洋環境を維持・保全するために、海洋プラスチックごみを含む漂流漂着物などのごみの回収・処理、生態系の維持・保全に取り組みます。
- 養殖業の効率化や多様化に向け、新たな生産技術、種目・優良品種などの普及・定着を促進します。
- 水揚量の維持と安定確保のための種苗放流を支援するとともに、密漁防止のための取組を支援します。

2 操業体制の充実を図る

- 漁業後継者・従事者の不足が深刻化するなかで、新たな担い手の育成、人材確保、外国人人材活用、サポート体制の充実に取り組みます。

3 新たな生産体制・原料確保を促進する

- 水揚量確保のための漁船誘致を推進します。
- 新たな水産加工品などの開発・検討を支援するとともに、新たな流通機能や形態の検討・充実を推進します。

4 水産物の流通体制の強化を図る

- 水産物の安全性に関する証明手段を充実させ、国内外に向けて積極的に情報発信を推進します。
- 各種の安全基準などに沿った安全安心な水産物の供給体制の構築を推進します。
- 水産都市石巻として、地域の魚食文化の情報を市内外に向けて発信するとともに、石巻伝統の魚食・鯨食文化の伝承と、魚食・鯨食を普及するための取組を推進します。

5 石巻産水産物のブランド化を推進する

- 水産加工物の地域ブランド化に向けた研究開発やセミナー、相談会、推進組織の立ち上げなどを推進します。
- 地域における水産物の消費拡大や地産地消、食文化の伝承に向けた取組や水産のまちのイメージアップ・PRを推進します。

6 水産基盤の充実を図る

- 漁港施設の機能保全のため、施設の長寿命化・対策コストの平準化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 漁港施設の効率的・効果的な利用のため、漁業者の就労環境改善や、自然条件の変化による被害軽減や安全性の向上を図ります。
- 新たな技術に基づく水産加工原材料の安定供給や高付加価値化に資する施設整備を推進します。

関連する SDGs



第3節 魅力的な農林畜産業の振興

現状と課題

本市は、北上川沿いに沖積平野が広がり、生産力の高い水田地帯を有し、「ササニシキ」「ひとめぼれ」を中心とした稲作が営まれています。

稲作のほかにも「トマト」「きゅうり」「いちご」「小ねぎ」「ほうれんそう」などの野菜や、「菊」「ガーベラ」「鉢もの類」などの花きに加え、肉用牛生産なども行われており多彩な複合経営農業が展開されています。

しかし、近年においては、農業全般において、農業従事者の高齢化、担い手の不足が顕著になっています。

特に稲作については、高齢農業者のリタイアや米消費量の低迷による米価の低下などにより農家数は年々減少し、耕作放棄地の拡大が深刻になっています。

こうした問題を解決するためには、「ほ場整備事業」などを推進し、農地の汎用化を行うことにより、効率的で収益性の高い農業生産を行うための基盤を整備するとともに、集落営農や法人化の推進による経営規模の拡大を推進する必要があります。

本市においても多くの農業生産法人が耕作しており、農業経営体としての重要な役割を担っていることから、今後も、安定的な経営対策を進めるとともに、生産面積の拡大と施設機械などの導入による収益性の向上などの支援を進める必要があります。

市内で飼養されている畜種には、「肉用牛」を中心に「乳用牛」「豚」「鶏」がありますが、生活様式や環境の変化、産地間競争の激化などにより、いずれも農家数、飼養頭羽数ともに減少傾向にあります。産地間競争を勝ち抜くためには、畜産物のブランド化を推進し、競争力の高い畜産物を生産する必要があるとともに、ブランドの知名度を上げるための各種プロモーション活動も重要です。競争力の高い畜産物のブランド化について、これまで以上に積極的に推進する必要があります。

東日本大震災による市域内での人口移動に伴う各集落の人口減少などにより、二ホンジカの生息域が半島沿岸部だけでなく内陸部の住宅街にまで拡大し、二ホンジカによる農業被害も後を絶たない状況となっています。本市では、平成31年度に「石巻市鳥獣被害防止計画」を策定しました。今後も有害鳥獣捕獲を中心に、実情の把握、関係機関と連携した情報収集、市民への周知による自己防衛促進などを推進し、適切な対応を行っていくことが必要です。

本市では「スギ」などの林産物の生産が広く展開されていますが、近年では木材価格の低迷などにより収益性は低下し、林業を取り巻く環境は厳しくなっています。また、市内に多数、植生している松林の多くで、松くい虫被害が報告されています。

将来にわたって安定した林業経営を維持するため、間伐・保育などの森林整備を計画的に進めるほか、機械作業の普及に努め労働力の省力化を図るとともに、松くい虫による被害から健全な松林を保全するため、被害木の伐倒駆除をはじめとして空中散布などによる薬剤の予防散布や樹幹注入などの予防対策を実施する必要があります。

また、令和元年度から、森林の経営管理が行われていない森林を市町村が仲介役となり森林所有者と民間事業者をつなぐことで適切な経営管理を行う、森林経営管理制度が開始されました。

今後は、こうした制度を活用し、放置された森林を経済ベースで活用し、地域活性化を推進するとともに、森林の多面的機能を向上させ、地域住民の安全安心につながる効果を高める取組を推進する必要があります。

施策の体系

第3節 魅力的な農林畜産業の振興

1 豊かな農村環境の再生と農業基盤整備を推進する

2 持続可能な農業生産体制を整備する

3 豊かで身近な森林を再生する

4 石巻産農畜産物のブランド化を推進する

5 安全で高品質な農畜産物の安定供給体制を構築する

6 持続可能な農業経営体を育成する

7 農作物の被害対策を推進する

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
農業産出額(単年)	農林課	億円	153.4	158.9

農業事業への各種取組を推進し、農業産出額(稲作、野菜、果実、畜産等農業生産及び農畜産物を加工して作られた加工農産物の売上)の向上を図る。

重要業績評価指標 (KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
3-1	農業基盤整備事業進捗率 (累積)	農業復興推進室	%	-	60
3-2	認定農業者数 (累積)	農林課	件	593	555
3-3	森林環境整備事業による森 林整備面積 (累積)	農林課	ha	-	230
3-4	農畜産物ブランドPR活動 (単年)	農林課	回	1	2
3-5	農畜産物の安全性情報発信 件数 (単年)	農林課	件	-	2
3-6	新規就農者数 (単年)	農林課	人	4	2
3-7	有害鳥獣 (ニホンジカ) 駆 除件数 (単年)	ニホンジカ対策室	件	1,433	1,700

3-1 農業に関するハード面の整備（農地開発、ほ場整備等）を推進し、農業基盤整備を推進する。

3-2 認定農業者（市の認定を受けた農業経営者、農業生産法人）の減少幅を可能な限り少なくし、農業生産体制の維持を図る。

3-3 森林整備事業（人口造林、樹下植栽等）を推進し、森林の再生を図る。

3-4 農畜産物ブランドPR活動（消費拡大や地産地消などへの各種PR）を推進し市畜産物のブランド化を推進する。

3-5 農畜産物の安全性に関する情報発信を行い、農畜産物の安全性のPRを行う。

3-6 就労環境の整備、就労支援等を行い、新規就農者数の向上を目指す。

3-7 有害鳥獣（ニホンジカ）の駆除数の向上を目指し、農作物の被害対策を推進する。

市民ができること

市内産の農林畜産物の消費を心がけるとともに、農林業体験などを通じて農林畜産業に対する理解を深めます。また、田園環境や森林環境の保全に関心を高め、農業イベントなどにも積極的に参加し、農林畜産業者との交流を深めます。

1 豊かな農村環境の再生と農業基盤整備を推進する

- 老朽化した用排水施設の補修を進めるとともに、農道、農地など農業生産基盤について、地域住民の生活環境や市街地との関係を踏まえた計画的な整備を推進します。

2 持続可能な農業生産体制を整備する

- 農業生産活動における資材や機材の確保、技術の習得などに対する支援を推進します。
- 農業の後継者不足の解消に向けた、担い手を確保するための活動を支援します。
- 地域の資源を活かした新たな特産品の研究・開発を推進します。
- 効率的な農地利用と農業生産を図るために、営農集団や高度な農業経営体の育成を推進します。
- 計画的で体系的な農業地域の振興に向けて、農業振興地域整備計画を策定します。

3 豊かで身近な森林を再生する

- 市有林の適正な育成・有効活用を図ります。
- 民有林における間伐などの適正な保育・管理を推進するとともに、経営管理が難しい森林について意欲と能力のある事業者への集約化を推進します。
- 森林病虫害被害の予防や防除などの対策を計画的に推進します。

4 石巻産畜産物のブランド化を推進する

- 老朽化した畜産施設や設備などの補修を推進します。
- 宮城県基幹種雄牛の産子の保留対策として、繁殖牛及び肥育牛の導入を支援します。
- 畜産振興に寄与するイベントの開催を支援します。
- 農畜産物と農畜産加工物の地域ブランド化に向けた研究開発やセミナー、相談会、推進組織の立ち上げなどを推進します。

5 安全で高品質な農畜産物の安定供給体制を構築する

- 地域の生産環境の優位性を最大限に活かしながら、持続的な農畜産体制を確立します。
- 畜産環境の問題解消と資源循環型農業構築に向けて、家畜排せつ物の適正処理及び良質堆肥の生産に関わる設備・機械の整備を行います。
- 農畜産物の安全性に関する証明手段を充実させ、国内外に向けて積極的に情報発信を推進します。

6 持続可能な農業経営体を育成する

- 移住者や若者などを中心とする新しい農業経営体を育成するために、就労環境の整備や機材の購入などに対する支援を推進します。
- 新たな農業従事者の受け入れ側となる農業経営体の、経営体制や技術などの高度化を推進します。

7 農作物の被害対策を推進する

- ニホンジカの生息数・動態調査を行い、実情の把握に努めます。
- 関係機関と連携して被害防止に関する情報収集に努めます。
- 鳥獣が侵入しにくい環境整備を図り、人間の生活領域と野生鳥獣の生息域の区分を行います。



第4節 地域資源を活かした観光事業の振興

現状と課題

わが国の観光を取り巻く社会経済環境は、人口減少、少子高齢化の進行、観光ニーズや旅行手配方法の多様化、新型コロナウイルス感染症の影響などにより観光の在り方が大きく変化しています。

観光産業は、即効性が高く、農林水産業、製造業、商工業などの地域産業と関連し、経済的効果が大きいもので、本市においても重要な役割を果たすものであり、中心的産業の一つとして展開し、地域経済につなげる施策が重要となっています。

本市の観光施策では、東日本大震災により甚大な被害を受けた観光施設の復旧、再開が課題となっておりましたが、順次再開し、雄勝硯伝統産業会館は、雄勝地域拠点地区である「硯上の里おがつ」に、おしかホエールランドは、牡鹿地域拠点エリアである「ホエールタウンおしか」に新築オープンし、市内中心拠点である「かわまち交流拠点エリア」との相乗効果が期待されています。

東日本大震災前は県内居住者の宿泊客数が多い状況でしたが、東日本大震災後は県内居住者の宿泊客数が減少する中、被災地見学などで来石される方の増加や、ボランティアや復興関連の仕事などにより、関東や近畿地方などからの宿泊客数の比率が増加しています。

しかし、復興関連の仕事による宿泊客数は今後減少するものと考えられることから、ビジネスなどによる宿泊客に頼らない事業を展開する必要があります。

また、本市は、東日本大震災以前より夏場の通過型の観光が多く、令和元年の季節別観光客入込数を見ると、夏場は約141万人の観光客入込数があるのに対し、冬場は約60万人と約58%の減少となっています。これは「石巻川開き祭り」などにより夏場の観光客は増えるものの、イベントが少ない冬場は観光客が減少してしまうものによるものと考えられることから、今後は、こうしたイベントを中心とした通過型の観光だけではなく、豊かな自然、多彩な食材、東日本大震災後に新たに整備された観光施設、そして震災伝承などを推進することにより、他の観光地にはない、本市独自の魅力を活かした「滞在型観光」を推進する必要があります。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響でインバウンドによる誘客の見通しが立たない状況ではありますが、重要な観光施策として、引き続き需要を取り込めるよう受け入れ体制の強化と国内旅行者のさらなる誘客を推進するため、観光情報提供の充実を図り、市民や地元企業の観光まちづくりへの参加を促していく必要があります。

施策の体系

第4節 地域資源を活かした観光事業の振興

- 1 地域資源を活用した観光誘客を推進する
- 2 観光振興体制を構築する

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
観光客入込数(単年)	観光課	人	4,047,045	3,600,000

観光事業への各種取組を推進し、観光客入込数(観光地点及び行祭事・イベント等に訪れた人数)を指標とする。

重要業績評価指標(KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
4-1	宿泊観光客数 (単年)	観光課	人	246,599	247,800
4-2	観光課 SNS フォロ ワー数(累積)	観光課	件	インスタ:675 フェイスブック: 3,232	インスタ:1,200 フェイスブック: 3,500

4-1 観光誘客を推進し、宿泊観光客数(市内宿泊施設に宿泊した観光客数)の増加を図る。

4-2 観光事業の情報発信を推進し、SNSのフォロワー数を増加させる。

市民ができること

地場の食材を使用した料理や伝統芸能などの文化に積極的に触れるとともに、交流イベントなどに積極的に参加することで、自然や歴史、文化など本市の魅力を再確認し、誇りと愛着を持って本市の魅力を発信します。また、市内で開催されるイベントに積極的に参加します。

1 地域資源を活用した観光誘客を推進する

- 豊かな自然や多彩な食材、文化、イベント、伝統産業など地域の多様な資源を活かして、観光の魅力づくりを推進します。
- 仙台空港や石巻港に寄港する大型客船によるインバウンドの誘客を推進します。
- 震災遺構、RPGアプリ、水辺の賑わい空間によるプロモーションなど多様な手法を用いた観光誘客PRを推進します。

2 観光振興体制を構築する

- 石巻圏域観光推進機構などとの連携によるターゲットを明確化したメニュー・コースの提供、ルート案内システムの構築を推進します。
- 国際交流員（CIR）や外国語通訳ボランティアなどの活用により、外国人観光客の受け入れ体制を整備します。
- 石巻市観光協会との連携によるPR戦略に基づく魅力あるガイドブックの作成やSNSによる情報発信を進めるとともに、交流都市への効果的なプロモーションに努めます。
- 持続的な観光を実現するために、市民と連携し、市民が参画できる観光振興体制を構築します。



第5節 企業誘致の推進と新たな産業の創出

□ 現状と課題

近年、全国的に人口減少が加速するなか、地域の雇用機会の確保を行い、地域経済の活性化を図ることを目的とした、企業誘致の推進や新たな産業の創出の重要性が増しています。

本市においては、平成30年に「石巻市企業誘致推進計画」を策定し、企業立地に係る支援制度の拡充を図ったほか、企業訪問や情報発信などを実施しています。

本市は、東北地方の中では比較的温暖な地域であり降雪量が少なく日照時間が長いこと、県下第二の都市であり都市機能が集積していること、国際拠点港湾「仙台塩釜港石巻港区」や特定第三種漁港「石巻漁港」といった産業インフラが整備されていること、製紙・木材、水産加工・食料品製造業などが集積していること、独自の高い技術力や先端技術を有し、高付加価値製品を製造する企業（電子部品製造業など）が内陸部に立地していること、石巻専修大学のほか複数の実業高校があり、専門技術知識を習得してきた人材の供給が見込めることなどがあるほか、石巻トゥモロービジネスタウンをはじめ、東日本大震災後、新たに整備した産業用地などハード面での整備も整っています。

新たな産業集積、産業創出を通じた、雇用創出や定住人口の増加などにより、市域の活性化を図ることが重要であることから、本市では、地域の創業支援等事業者との連携のもと、相談窓口の設置、創業手続や許認可へのアドバイス、新たな支援制度の創設などにより、新規創業をしやすい環境を醸成しています。

今後も、企業誘致を積極的に推進するほか、創業支援等事業者と連携を図りながら、創業希望者に対して、窓口相談、創業支援セミナーなどの創業に向けたスタートアップ支援をするとともに、地域資源や新素材を活用できる環境を整備し、産業の活性化を推進する必要があります。

施策の体系

第5節 企業誘致の推進と新たな産業の創出

- 1 新規及び既存企業への立地などに伴う支援を推進する
- 2 新規創業や第二産業を促進する
- 3 地域資源を活かした産業を強化する

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
立地企業件数(単年)	産業推進課	件	5	10

企業誘致事業・産業創出の各種取組を推進し、立地企業件数(市内に新規で立地した企業数)の向上を図る。

重要業績評価指標(KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
5-1	市産業用地の分譲等区画(画地)数 (単年)	産業推進課	区画	8	7
5-2	新規創業・第二創業件数(単年)	産業推進課	件	4	9
5-3	地域資源利活用セミナー参加者数 (単年)	産業推進課	人	20	40

5-1 企業立地の取組を推進し、産業用地(上釜、下釜、湊西、不動町、TBT)の分譲画地数の向上を図る。

5-2 助成制度や相談支援体制を充実させ、新規創業や第二創業件数(中小企業等が、新しい経営者を就任させ、新しい分野に進出すること)の増加を目指す。

5-3 地域資源利活用(産地技術、農林水産品、観光資源等)セミナーなどの参加者数を増やし、地域資源を活かした産業の強化を図る。

市民ができること

市内産業の発展についての関心を高め、市内企業への就業に努めます。また、市内企業の製造品やサービスの利用に努めます。

1 新規及び既存企業への立地などに伴う支援を推進する

- 本市の特性を活かし、また、企業誘致アドバイザーや本市にゆかりのある人脈を活用するなど、多様な手法を用いた企業誘致に取り組みます。
- 新規企業進出や、既存企業の事業拡大に伴う立地を支援します。
- 新規企業進出及び企業立地の受け皿となる産業用地の空き区画の分譲を推進するとともに、民有地及び工場・事務所などの空き物件に関する情報収集とあっせんなどに取り組みます。

2 新規創業や第二創業を促進する

- 新規創業や第二創業のインセンティブとなる助成制度の活用を促進します。
- 創業を支援するための各種セミナーを開催するほか、創業・企業経営などのおける様々な課題に対する相談支援体制の充実を図ります。

3 地域資源を活かした産業を強化する

- 地域資源を活かした産業創出や新技術の導入、新規事業への進出など経営基盤の強化や新たな事業展開を行う事業者への支援を実施します。
- 「セルロースナノファイバー (CNF)」など、今後用途・事業展開が見込まれる地域資源の利活用を促進します。



第6節 未来の産業を担う人材の確保と育成

現状と課題

全国的に労働人口の減少による人手不足問題が加速しています。

石巻地方の有効求人倍率は令和元年度には、宮城労働局の平均を上回る状況となっていますが、その一方で、本市の失業率は、平成27年時点で県平均、全国平均を上回る高い水準となっています。このことは、職種によって求人と求職のバランスに大きな開きが生じていることによるものであり、求人と求職のミスマッチを改善することが必要となっています。

求職者の就職促進と企業の手不足解消のため、合同企業説明会など、ハローワーク石巻と連携した就職支援事業を推進するとともに、受け入れ側である企業の雇用環境の改善や就職を希望する人材に対する各種セミナーなど、人材育成のための支援制度の充実を推進しています。

施策の体系

第6節 未来の産業を担う人材の確保と育成

1 関係機関との連携により人材を確保する

2 人材の育成支援を行う

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
新規雇用創出件数(単年)	産業推進課	件	31	81

人材確保・人材育成を推進し、新規雇用創出件数(水産業・農業新規就業者、新規創業・第二創業件数、企業立地による雇用創出件数)の向上を図る。

重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 （令和7年度）
6-1	合同企業説明会求職者参加者数（単年）	商工課	人	162	200
6-2	中小企業セミナー参加者人数（単年）	産業推進課	人	16	15

6-1 関係機関との連携により人材確保を図るため、合同企業説明会の参加者数の増加を目指す。

6-2 人材の育支援を行うため、中小企業セミナーの参加人数の減少抑制を目指す。

市民ができること

家庭の中で子ども達に石巻の産業や文化などの魅力について積極的に話し合い、郷土愛の醸成に努めるとともに、立地企業の就職セミナーや企業訪問などの機会を捉えて市内企業に対する情報収集に努めます。また、地域社会に対する関心を高め、社会課題の把握とその解決のためのビジネスの発案や起業など、産業界への積極的な参画に努めます。

□ 施策の展開

1 関係機関との連携により人材を確保する

- 国・県との連携による就業・雇用機会の拡充を図ります。
- 関係機関における就業に関する各種支援制度や受け入れ企業に対する助成などの活用により、若者、障害者、企業 OB などの人材と企業とのマッチングを推進します。

2 人材の育成支援を行う

- 企業経営に必要な知識などを習得するためのセミナーなどを開催し、人材育成を支援します。
- 新たな人材の受け入れ側となる企業の経営体制や技術などの高度化を促進します。

第5章 豊かな心を育みいのちを未来につなぐま ち



第 1 節 安全に安心して学ぶための教育環境整備の推進

□ 現状と課題

児童生徒が充実した学校生活を送るためには、学習・生活の場である学校が安全安心であるとともに、教育内容・方法の変化や多様化に対応した教育環境を整備する必要があります。

本市では、東日本大震災により多くの学校施設が被災したことから、教育環境の復旧のため、「津波からの安全を確保した学校配置」、「学校の適正規模」、「より早い教育環境の正常化」の方針の下、平成 24 年 3 月に「石巻市立学校施設災害復旧整備計画」を策定しました。この計画に基づき、被災した学校の復旧整備を行ったほか、移転新築事業を進め、渡波中学校は平成 29 年 4 月に、雄勝小・中学校は平成 29 年 8 月に、北上小学校は令和 2 年 4 月にそれぞれ移転し、新しい校舎での生活を始めることができました。

東日本大震災以前からの施設については老朽化が激しいことから、施設整備について、学校施設老朽化対策事業等年次計画表を作成し、計画的に学校施設の老朽化対策や安全対策を行ってきたほか、計画的な学校施設の修繕、学校設備の定期的な検査や更新を行い、児童生徒の安全安心の確保に努めており、今後も児童生徒が安全な環境で学ぶためにこうした取組を継続する必要があります。

また、環境整備については、指導内容や指導方法に対応した備品、教材の整備を図るほか、児童生徒の読書活動を推進するため、学校図書館の充実を図り、良好で質の高い教育環境の確保に努めています。さらに近年の情報化が急速に進展する社会に対応するべく、児童生徒の情報活用能力の育成が図られるよう、ICT 機器を活用した分かりやすい授業を展開するための基盤として、計画的な ICT 環境整備に努めてきましたが、今後も変化していく指導内容や指導方法に柔軟に対応し、備品、教材などを充実させていく必要があります。

今後も児童生徒が安全・安心な環境で学ぶことができるよう、学校施設の計画的な整備・更新を図るとともに、教育委員会と学校が連携し、社会の変化を見据えながら、教育内容や指導方法に対応した備品や教材などの整備に努め、良好で質の高い教育環境の確保を図っていく必要があります。

□ 施策の体系

第1節 安全に安心して学ぶための教育環境整備の推進

- 1 充実した教育を行うための環境を整備する
- 2 安全安心な学校施設整備を推進する

□ 数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
校舎等整備事業完了件数 (単年)	学校管理課	件	3	3

校舎等整備事業（校舎改修、屋内運動場、水泳プール、太陽光発電設備など）を推進する。

□ 重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
1-1	学校教材整備目標に対する備品の充足率（累積）	学校管理課	%	47.4	74.6
1-2	校舎整備事業計画件数 (単年)	学校管理課	件	2	5

1-1 充実した教育環境を整備するため学校教材備品の整備を推進する。

1-2 校舎整備事業を推進するため、事業計画の策定を推進する。

□ 市民ができること

学校生活において、備品や校舎などを積極的に活用し教養を深めます。また、学校のみならず家庭においても子どもたちに学校施設などの大切さを伝え、安全かつ愛着を持ち大切に利用するよう指導します。

1 充実した教育を行うための環境を整備する

- 児童生徒の読書離れが全国的に進んでいる傾向を踏まえ、計画的に学校図書を整備するとともに、授業において積極的に活用することにより、児童生徒の自発的な読書活動の推進を図ります。
- 国際化、高度情報化、技術革新などの社会情勢の変化に対応した情報教育環境を計画的に整備し、児童生徒が ICT の活用方法に慣れ親しみながら、主体的な情報収集と活用を行うことができる能力を育成します。
- 教育内容・方針に対応した備品、教材の整備を進めるとともに、計画的な更新を行います。
- 安全・安心で栄養バランスの整った学校給食を提供するため、積極的な地場産品の利用と計画的な施設整備を図ります。

2 安全安心な学校施設整備を推進する

- 児童生徒の学習・生活の場である学校施設を安全・安心なものにするため、計画的に学校施設の改修や修繕を行うほか、学校設備の更新を行い、施設の安全性の向上を図ります。

関連するSDGs



第2節 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実

□ 現状と課題

本市では教育の本質は「人づくり」であるという理念のもと、教育分野における各種施策を展開しています。

近年、わが国においては、少子高齢化、人口減少などが加速度を増し、教育分野においても、子どもたちの学力・学習意欲の低下、利己的な個人主義の風潮など、様々な課題が指摘されています。

このように社会情勢が変化する中、本市では、どのような時代にも対応できる人間を育成するため、社会の変化に主体的に対応し、自ら考えて判断・行動する「社会を生き抜く力」を持った人を育成することを目指し、確かな学力とよりよく生きるための豊かな心の育成を推進してきました。

近年のグローバル化の加速度的な進展を踏まえ、本市では、外国語教育及び国際理解教育の充実を図ってきました。こうした取組の中で幼稚園から高等学校までALTを配置し、児童生徒の外国語教育の向上と、幅広い視野に立つことのできる若者の育成に努めてきましたが、今後も国際化社会に対応できる人材育成を推進するためにもこうした取組を継続する必要があります。

児童生徒が学習に取り組むうえで、経済的な理由や地理的な条件によって、不利な状況に置かれることがなく、全ての児童生徒が等しく学習機会を享受できる環境を整えることは、将来を担う有能な人材の育成を図るうえで非常に重要なことです。

本市においては、就学困難な児童生徒に対し、就学援助費の支給や、奨学金貸与などを行うほか、遠距離通学となる児童生徒に対し、スクールバスの運行を行うなど、安全・安心に通学できる環境整備に取り組んでおり、今後も引き続き就学に関する援助制度について周知し、就学支援の充実を図る必要があります。

こうした取組の一つひとつが未来を担う子どもたちには非常に重要なものとなっています。本市では、引き続き社会の変化に対応していく力を育成する教育を推進するとともに、子どもたちの個性と能力を最大限に伸ばし、充実した学校生活を送ることができるよう、ひとりひとりのニーズに合ったきめ細かな教育を推進していく必要があります。

施策の体系

第2節 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実

- 1 学校教育の充実を図る
- 2 外国語教育を推進する
- 3 有能な人材を育成支援する
- 4 就学に係る支援を強化する

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
授業が「分かる」「だいたい分かる」と答えた児童生徒の割合 (単年)	学校教育課	%	89.7	92.0

学校教育の充実を図り、児童生徒の授業の理解度を向上させる。

重要業績評価指標 (KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
2-1	学校が楽しいと感じている生徒の割合 (単年)	学校教育課	%	83.6	88.0
2-2	<u>ALT</u> との授業が楽しい生徒の割合 (単年)	学校教育課	%	89.2	93.0
2-3	奨学金事業実績件数 (単年)	学校教育課	件	14	60
2-4	就学支援事業制度周知回数 (単年)	教育総務課	件	7	7

2-1 学校教育の充実を図り、学力面のみならず学校が楽しいと感じている生徒の割合の向上を図る。

2-2 外国語教育の充実を図り、ALTとの授業が楽しいと感じている生徒の向上を図る。

2-3 奨学金事業を推進し、有能な人材の育成を図る。

2-4 就学に係る支援情報発信を強化し、就学支援制度の周知を行なう。

□ 市民ができること

家庭内において、積極的に学校生活に係る会話などをする事により、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう努めます。また、子どもとのコミュニケーション方法を学べるよう、講座やセミナーなどに参加します。

□ 施策の展開

1 学校教育の充実を図る

- 自ら考えて判断・行動する生きる力を育成するため、その基礎となるひとりひとりの学力の定着と向上（確かな学力）を図ります。
- 道徳的実践力を育成する取組や人権意識の醸成を行うとともに、豊かな感性と人間性を育む取組を推進します。
- 市立小・中学校の全てにコミュニティ・スクールを導入することで、地域とともにある学校づくりを推進し、児童生徒の健やかな成長と質の高い学校教育の実現を図ります。
- 障害を持つ児童生徒や外国籍の児童生徒などに支援員を配置し、学習や生活指導の充実と学校生活における安全を確保します。
- いじめに関する問題に組織的に対応するため、関係機関などとの連携を推進するほか、教員や保護者を対象とした研修を通して「いじめを許さない風土づくり」を進め、いじめの未然防止及び早期解決を図ります。
- 登校したくても登校できずに、不安な日々を送っている児童生徒に対し、安心できる居場所を提供するとともに、自立を促しながら、個々の状態に応じた生徒指導、生活指導、基礎学力補充の学習指導を行います。

2 外国語教育を推進する

- 中学校及び高等学校での外国語教育及び国際理解教育を推進するとともに、小学校では「外国語活動」及び「外国語」の時間を通して外国語や外国人の文化に慣れ親しむ姿勢を育み、国際理解教育を推進します。

3 有能な人材を育成支援する

- 経済的理由などによる就学困難な若者などに対し、各種奨学金制度の活用による支援を行い、有能な人材の育成に努めます。

4 就学に係る支援を強化する

- 地理的条件により遠距離通学となる児童生徒の安全を確保するため、スクールバスの運行を実施するなど、地域の実情に合わせた事業に取り組みます。
- 経済的理由などによる就学困難な児童生徒の、均等な就学機会が確保されるよう、就学援助事業などの支援に取り組みます。
- 定期的な健康診断の実施により、児童生徒に係る疾病の早期発見に努め、予防指導の強化を図ります。

関連するSDGs



第3節 いのちを守る防災教育の推進

現状と課題

本市では、各学校において、災害から児童生徒を守る取組として、東日本大震災発災前から、防災教育計画や学校防災マニュアルを策定し、これらに基づく避難訓練を行い、災害の発生に備えてきました。

しかし、東日本大震災によって、児童生徒が通う学校は大きな被害を受けたほか、未来ある尊い生命が多数奪われ、子どもたちの心にも大きな影響を与えました。

本市では、この経験を決して忘れることなく、再びこの地を襲う可能性のある地震・津波に対し、より強固な備えをしていくことが求められています。

そのためには、児童生徒があらゆる災害に直面した時に、確実に自らの命を守り抜くことができるよう、防災教育を推進するとともに、教職員の防災教育指導力向上を図りながら、学校の災害対応力を高める必要があります。

施策の体系

第3節 いのちを守る防災教育の推進

1 心のケアや相談体制の充実を図る

2 防災教育の充実を図る

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
防災教育副読本を活用した 防災教育の実施率(単年)	学校安全推進課	%	100	100

防災教育の充実を図るため防災教育副読本(二次的参考書物)を活用した防災教育の充実を図る。

重要業績評価指標 (KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
3-1	スクールカウンセラーの配置率(単年)	学校教育課	%	100	100
3-2	防災教育研修回数(単年)	学校安全推進課	回	4	4

3-1 スクールカウンセラー (教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家) の配置を継続し、心のケアや相談体制の充実を図る。

3-2 防災教育研修会 (教職員に対する研修会) を実施し、防災教育の充実を図る。

市民ができること

防災に関する講座やセミナーに参加し、防災に係る知識を充実させ、家庭内においても、子どもたちへ防災教育に努めます。

1 心のケアや相談体制の充実を図る

- スクールカウンセラーの配置により、児童生徒、保護者及び教職員の心理面の安定を図るほか、小・中学校における相談体制や関係機関との連携体制の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置し、問題行動の早期対応と早期解決を図ります。
- 東日本大震災により心に深い傷を受けた子どもたちに対し、健康実態調査や医療専門家によるケース相談を実施し、児童生徒の心のケアに取り組めます。また、東日本大震災により死亡または行方不明となった児童生徒などの遺族に対し、個別訪問や来室による相談、支援活動、交流会などを通して、気持ちに添ったサポートをしていきます。

2 防災教育の充実を図る

- 東日本大震災を教訓とした防災教育副読本を作成し、児童生徒が授業をとおして活用することにより、本市の実態に即した防災教育の推進と災害対応力の育成を図ります。
- 緊急地震速報受信機設置による緊急地震速報を活用した避難訓練を導入し、児童生徒が災害から命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成します。



第4節 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進

□ 現状と課題

地域社会における人間関係は、子どもたちが様々な体験や人との関わりを通し、自主性や社会性を身に付けるうえで、非常に重要な役割を担っています。

近年では、核家族化・少子高齢化・地域コミュニティの希薄化が進み、子育てについて、気軽に相談できる機会や世代間で交流する機会が少なくなっており、本市においては、東日本大震災による地域コミュニティの変化により、都市化や過疎化の進行が、より一層加速しています。

本市では、これまでも地域の協力を得ながら、通学時における児童生徒の安全の確保や、青少年健全育成などの取組を実施し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを協働して推進してきました。

こうした、学校と地域が連携・協働する取組は、地域における学校教育活動の理解が不可欠であることから、学校から地域に対する情報発信をより一層推進し、学校に対する理解を深めてもらう必要があります。

子どもたちが地域の中で安全安心に生活を送り、心豊かにたくましく成長していくためには、地域との関わりは不可欠です。引き続き学校と地域が連携しながら、子どもたちの健全育成や安全確保、協働教育の充実に努めるとともに、地域の声を学校の運営に活かし、より良い教育活動を行っていくための体制づくりを推進する必要があります。

施策の体系

第4節 地域ぐるみで子どもを育てる教育活動の推進

- 1 地域で支える教育活動を支援する
- 2 青少年の健全な成長を支援する

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
地域協働教育事業参加者数 (単年)	生涯学習課	人	8,337	9,173

地域ぐるみの教育活動を推進し、地域協働教育事業参加者数を増やす。

重要業績評価指標 (KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
4-1	ふるさと子どもカレッジ参加者満足度(単年)	生涯学習課	%	83	100
4-2	ジュニア・リーダー人数 (単年)	生涯学習課	人	51	43

4-1 地域協働事業の満足度を確認するために、事業のひとつであるふるさと子どもカレッジの参加者満足度の向上を図る。

4-2 ジュニア・リーダーの人数の減少を少なくし、青少年のリーダーシップ、心の成長を推進する。

市民ができること

子どもが参加できるイベントの企画・運営や、大人が子どもに地域のことを伝える場など、子どもが楽しいと思える居場所づくりに努めます。また、地域住民同士が協力し、子どもたちの成長に協力できる地域づくりに努めます。

1 地域で支える教育活動を支援する

- 子どもたちに関わる様々な課題解決に向けて、「学校・地域・家庭が、それぞれの機能を果たしながら協働し、社会の中でたくましく生きる子どもたちを地域全体ではぐくむ協働教育」を推進します。
- 地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
- 子育てサポーターや子育てサポーターリーダーなど、身近な人たちによる支援体制を構築し、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、地域とのコミュニケーションや学習の機会などになかなか参加できない保護者や家庭に対する支援を行います。
- 地域の教育力を活用し、子どもたちの豊かな心を育むため、郷土の自然、文化を体験させる取組を展開します。
- 家庭教育学級を開設し、家庭や親のあり方、子育てなどに関する学習機会を提供することにより家庭教育の支援を行います。

2 青少年の健全な成長を支援する

- 子ども会活動や青年ボランティアを通じて、リーダーシップや相手を思いやる心の育成を図ります。
- 通学時の見守り活動ができるように、学校と地域が連携し、子どもたちを見守る仕組みづくりを推進します。
- 青少年の非行防止及び健全育成を図るため、街頭補導活動や少年相談などに取り組みます。



第5節 豊かな地域社会を育む生涯学習の推進

□ 現状と課題

生涯学習は、人々の創造性を育み、表現力を高めるとともに、生きがいを持ちながら暮らせる「心豊かな社会の形成」と「うるおいのあるまちづくり」につながるものです。

本市では、市民ひとりひとりが生きがいのある心豊かな生活を送るため、生涯学習に係る情報や機会の提供、各種相談など、市民の生涯学習活動を支援するとともに、文化芸術に関するイベントなど、市民が文化芸術を身近に感じられる環境づくりを推進しています。

また、市民に優れた文化芸術に触れる機会を提供することなどにより、文化芸術活動の促進に努めるとともに、感性を磨き、創造性を豊かにするため、読書に親しみ、楽しむことができる取組を実践してきました。

郷土への理解を深めるためには、伝統・文化の保存及び継承が非常に重要です。本市では文化財の現況について調査研究や保存に取り組んできたほか、伝統文化・伝統芸能の後継者への支援及び育成を行い、文化財、伝統文化・伝統芸能などの文化遺産を次世代へ継承していく取組を推進してきましたが、人口減少や高齢化により伝統文化を継承する人材不足が進行しています。

これらは、古い歴史の中で生まれ、地域のなかで育まれてきた貴重な財産であり、後世に伝えるべき重要な遺産です。

こうした文化を後世へ伝えるべく、本市では、学校の授業のほか、様々な発表の場を通じて継承に努めています。引き続き、地域活動や学校の授業などで、学ぶ機会を創出しながら、多世代との交流を図るとともに、郷土の歴史や文化に対する興味や関心、愛着を育み、次世代へ継承していくための取組を推進する必要があります。

市民が心豊かで活気のある地域社会を形成するためには生涯学習の推進が非常に重要なものとなっていることから、誰もが学べる環境を整え、互いに教え合い、学び合うことができる生涯学習を推進します。

施策の体系

第5節 豊かな地域社会を育む生涯学習の推進

1 生涯学習環境を強化する

2 読書の推進・環境を整備する

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
市主催生涯学習事業参加者数 (単年)	生涯学習課	人	10,118	10,650

生涯学習事業（出前講座、まちなか実験室、市民大学、ブックスタートボランティア）の参加者数を増やし、市民に対する生涯学習の浸透を図る。

重要業績評価指標（KPI）

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
5-1	複合文化施設利用者数 (単年)	複合文化開設準備室	人	-	140,000
5-2	読み聞かせ事業参加者数 (単年)	図書館	人	971	996

5-1 本市の特色を活かした博物館活動等を展開するため、複合文化施設利用者数の増加を目指す。

5-2 読書の推進を図るため、読み聞かせ事業（乳幼児～小学生対象）の参加者数向上を図る。

市民ができること

文化・芸術などに関心を持ち、積極的に生涯学習に取り組みます。また、自分ひとりではなく、家族や友人などと一緒に講座などへ参加し、一緒に学べる関係を構築します。

1 生涯学習環境を強化する

- 芸術文化の向上と市民の教養、豊かな感性を高めるため、様々な地域の文化や芸術に触れる機会を提供します。
- 地域の芸術文化の発展を促し、地域文化の振興と向上を実現するため、文化芸術活動を行う団体との連携を強化し、市民の文化芸術活動を支援します。
- 問題を解き明かす自主性と創造する心を育み、「学ぶ楽しさ・知る喜び」を実感することにより、子どもたちの科学技術に対する興味・関心を高め、創造性と思いやりのある豊かな心をもつ子どもたちを育成します。
- 本市の各種文化財の現況を把握するため、調査・研究を進めるとともに、文化財を保護・保存し、一元管理された結果を市民に分かりやすく提供します。
- 文化財の積極的な調査、研究、公開と市民の学習活動を推進するため、毛利コレクションをはじめ、石巻地域の歴史・文化資料を活かした博物館活動を推進するとともに、市民に対する歴史学習の場の提供に取り組みます。

2 読書の推進・環境を整備する

- 図書、記録その他の資料を収集・整理・保存し、生涯学習の場として資料・情報を提供することにより、市民の知識や思考を助け、情操を豊かにし、より充実した市民生活を送れるよう支援します。
- 読み聞かせなどを行い、乳幼児期からの読書活動を推進し、将来を担う子どもたちのため、より良い読書環境の整備を図ります。



第6節 生涯にわたるスポーツ活動の推進

□ 現状と課題

生涯にわたるスポーツ活動は、他者とのコミュニケーション、爽快感や達成感によるストレスの解消、体力の向上や生活習慣病の予防など、人生をより豊かにするとともに心身両面の健康増進に大きな効果があることから、健康でいきいきとした人生を送るうえで非常に重要なものです。

交通の利便性向上や情報化社会の進展などにより、便利で快適な生活ができるようになった現代社会において、こうしたことが、日常における運動不足や精神的なストレスの増加につながり、私たちの心身に大きな影響を及ぼしている半面、自由時間の増加や高齢化社会の進展は、明るく健康な生活への意識を高め、以前にも増して、健康で明るく豊かな生活を求めるようになりました。

本市では、市民自らが心も体も健康で、いきいきとした豊かな生活を営むため、市民ニーズに沿った心と体の健康づくりを可能とする生涯スポーツの普及と意識醸成などにより、気軽にスポーツを楽しめる環境整備に取り組んできました。

しかし、東日本大震災直後は、体育施設の被災などにより、スポーツを行う場所が限定されたほか、児童生徒の運動不足による肥満傾向や体力低下など、健康課題も発生しました。

また、近年では健康に対する意識の向上により、スポーツを楽しむ人がいる一方で、全くスポーツに取り組まない人との二極化が生じており、スポーツに対する意識をどのように変えていくかも課題となっています。

このような状況を踏まえ、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を充実させるため、各種スポーツ施設の整備や市立小中学校体育施設の有効活用など、身近な場所でスポーツを楽しむ環境づくりに努めてきました。

また、市民マラソン大会など地元に着したスポーツイベントの開催、プロスポーツ選手やオリンピック・パラリンピアンによるスポーツ教室の開催などを通じて、地域の活性化を図るとともに、スポーツの楽しさや魅力を身近に感じ、スポーツへの関心が高まる取組を推進してきました。

今後も、生涯を通じてスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送るため、スポーツ環境の整備や市民のスポーツに対する意識啓発に取り組む必要があります。

施策の体系

第6節 生涯にわたるスポーツ活動の推進

- 1 スポーツ活動を推進する
- 2 スポーツ環境を整備する
- 3 スポーツを通じた交流活動を推進する

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
市民スポーツ実施率(単年)	体育振興課	%	27.4	53.6

スポーツ活動推進事業への各種取組を推進し、市民のスポーツ実施率の向上を図る。

重要業績評価指標(KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
6-1	スポーツ教室参加者数 (単年)	体育振興課	人	5,437	6,000
6-2	体育施設利用者数 (単年)	体育振興課	人	421,412	430,000
6-3	スポーツ交流イベント参加者数(単年)	オリ・パラ推進室	人	400	1,800

6-1 スポーツ教室の参加者数を増やし、スポーツ活動の推進を行なう。

6-2 スポーツ環境の整備を推進し体育施設利用者数の増加を図る。

6-3 スポーツ交流活動を推進し、スポーツ交流イベントの参加者数の増加を図る。

市民ができること

スポーツイベントに積極的に参加するとともに、スポーツ活動の指導ボランティアなどとして活動し、生涯にわたってスポーツに取り組めるよう努めます。

1 スポーツ活動を推進する

- 市民がスポーツを通じた健康づくりや生涯スポーツ社会の実現、人々との交流につながるよう、ライフステージに応じたスポーツに接することのできる機会の創出に努めます。また、スポーツを通して子どもの健やかな成長を支援するため、学校体育の充実や地域での指導者養成に取り組みます。
- スポーツを通じて子どもたちの健やかな成長を支援するため、学校教育の充実や地域での指導者養成に取り組みます。また、関係団体や各種競技団体と連携し、優れた資質を持つ選手の発掘に努めるとともに、選手や指導者の育成・確保を進め、競技力の向上を図ります。

2 スポーツ環境を整備する

- 安全安心に利用できる施設の維持管理を徹底するとともに、施設のネットワーク化や学校体育館の開放など、効率的な運用による整備・有効活用を図ります。

3 スポーツを通じた交流活動を推進する

- スポーツ大会や各種イベントの開催、スポーツ合宿の誘致などを通じた交流促進による地域の活性化を図ります。

第6章 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創る まち



第 1 節 市民に寄り添い信頼される行政運営の推進

□ 現状と課題

近年、地方自治体においては、地方分権の進展に伴い、自己決定権が拡大されており、地方自治体自らが主体性を持ってまちづくりに取り組んでいく必要があります。こうした主体性のあるまちづくりを推進するためには、市民ニーズの把握や、市民に対する説明責任が重要となっています。

少子高齢化の進展などの社会情勢の変化や、東日本大震災の影響により、本市の課題は多様化し、市民ニーズも複雑化しています。

本市では、これまでも市民意識調査などを実施し、市民ニーズの把握に努めてきましたが、今後もこうした取組を推進し、市民の意見や要望を市政に反映させ、より効果的な行政サービスを市民に提供する必要があります。

市民と行政が協働でまちづくりを進めるためには、行政から市民に対して積極的な情報提供が重要です。市民に必要な情報を公正かつ正確に伝えることや、積極的な情報公開に努めることにより、行政と市民との信頼関係を深めることが重要です。

また、市民満足度の高い行政サービスを提供するためには、市民に身近な窓口サービスの向上が必要です。これまでも開庁時間の延長や休日開庁など、市民課窓口サービスを拡充してきましたが、今後も引き続き行財政の効率化に努めるとともに、市民ニーズに応じた行政サービスの充実に努めていく必要があります。

施策の体系

第1節 市民に寄り添い信頼される行政運営の推進

- 1 多様な市民ニーズの把握に努める
- 2 市民の関心を高める情報発信を推進する
- 3 情報公開を推進する
- 4 市民サービスの利便性の向上を図る

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
市政に関心がある市民の割合 (単年)	復興政策課	%	43.7	55.7

市政に関する情報発信や、市民ニーズの把握に努め、市政に関心のある市民の割合を増やす。

重要業績評価指標 (KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
1-1	まちづくり懇談会実施回数 (単年)	秘書広報課	回	6	8
1-2	ホームページアクセス件数 (単年)	秘書広報課	件	9,400,000	9,500,000
1-3	開示請求に係る平均所要日数 (単年)	総務課	日	10.6	7.6
1-4	休日開庁来庁者数(累積)	市民課	人	2,000	10,000

1-1 市民ニーズの把握に努めるため、まちづくり懇談会（町内会や各種団体等を対象、市長や関係部長等を交え、意見や要望をお聴きするとともに、市の課題や施策等を説明し市政への理解をいただく）の開催数の増加を図る。

1-2 市民の関心を高める情報発信を推進し、ホームページのアクセス件数の向上を図る。

1-3 情報公開を推進し、開示請求時の迅速な事務処理を行なう。

1-4 市民サービスの利便性向上を図り、休日窓口開庁時の来庁者増やす。

市民ができること

市政に興味をもち、公開されている情報を積極的に確認するとともに、地域の情報を市に提供し、住民と行政の情報共有に努めます。

□ 施策の展開

1 多様な市民ニーズの把握に努める

- より良いまちづくりを目指し、市民からの意見・提案を市政に反映するため、市民意識調査、市政教室、まちづくり懇談会などを実施し、庁内での情報共有を行い、市民と一体となったまちづくりを進めます。

2 市民の関心を高める情報発信を推進する

- 市政の現状や施策などの各種情報を広く市民へ周知し、市民の理解と関心を深め、市民参画の推進を果たすため、「市報いしのまき」を発行するとともに、ホームページやマスメディアなどの活用により、適時適切な情報発信を推進します。

3 情報公開を推進する

- 情報公開制度に基づき、市政について市民の知る権利を保障し、併せて説明責任を果たすため、個人情報の保護に配慮した適切かつ迅速な情報公開を積極的に推進します。

4 市民サービスの利便性の向上を図る

- 休日開庁を実施することで、平日に来庁できない方への利便性の向上や平日の混雑解消、待ち時間の短縮を図ります。



第2節 持続可能な行財政運営の推進

□ 現状と課題

本市の財政状況は、歳入のうち、市税については、近年、増加傾向にありましたが、主な要因が建設業・製造業に従事する市民を中心とした個人住民税や住宅再建に伴う固定資産税の増加など東日本大震災からの復旧・復興に起因するものであることから、今後は減少に転じ、さらに新型コロナウイルス感染症による経済の低迷などの影響も加わるものと予想されます。

また、地方交付税の中で、その中核となる普通交付税についても、令和2年度で合併算定替が完了し、今後は、合併直後と比較し、大幅に減少した水準での交付額となるため、歳入環境は厳しさを増す見通しです。こうした中、地方交付税以外の歳入確保は、非常に重要なものとなっており、本市では、これまで、使用料・手数料の見直しをはじめ市税などの収入率の向上、未利用公有財産の貸付や売払い、ふるさと納税の推進、市報などへの広告掲載など、財源の確保に取り組んできましたが、今後も、さらなる財源確保が必要となっています。

一方、歳出については、経常的経費について、少子高齢化の進行により、扶助費などの増加に加え、復興事業により建設された公共施設などの維持管理経費が増加し続けており、今後の維持管理経費の縮減については、施設の統廃合の検討や指定管理者制度の一層の導入など適正な管理運営を推進する必要があります。

このように歳入・歳出が厳しさを増す中、今後も持続可能な自治体として運営していくためには、本市の限られた行財政資源を有効に活用する取組が必要です。

また、復旧復興事業に伴い増加した職員数についても、今後は、組織体制の見直しとともに、適正な職員数による効率的な行財政運営が必要となり、職員ひとりひとりの能力向上と合わせ組織としての対応能力向上を図る「人づくり・組織づくりの強化」が必要となっています。

こうした厳しさを増す財政環境への対応や組織体制の見直しによる効率的な行財政運営を実現するためには、歳入に見合った歳出を意識するとともに、長期的視点に立った行財政運営や限られた財産の有効活用に取り組む必要があります。

施策の体系

第2節 持続可能な行財政運営の推進

- 1 限られた人材、財源等を最大限活用できる体制を構築する
- 2 未利用公有財産の有効な利活用を図る
- 3 公共施設の維持管理経費を節減する
- 4 自主財源の安定的確保を図る
- 5 健全な財政運営を図る

数値目標

数値指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
財政力指数(単年)	財政課	-	0.54	0.54

財政力指数(地方公共団体の財政力を示す指標)の維持を目指し、持続可能な行政運営を推進する。

重要業績評価指標(KPI)

施策項目	目標指標	担当課	単位	現状値	5年後の目標値 (令和7年度)
2-1	職員研修受講率(単年)	人事課	%	87.8	95.0
2-2	公有財産売払い件数 (累積)	管財課	件	1	5
2-3	電気料金入札導入公共施設数(累積)	管財課	件	3	15
2-4	ふるさと納税寄附件数 (単年)	地域振興課	件	26,000	30,000
2-5	財政調整基金取崩額 (単年)	財政課	億円	45.8	12.4

2-1 職員研修の受講率向上を図り、限られた人材の育成を推進する。

2-2 公有財産の売り払い件数を向上させ、未利用公有財産の有効活用を図る。

2-3 電気料金入札導入件数を増やし、公共料金の維持管理経費の節減を目指す。

2-4 ふるさと納税寄附件数を増やし、自主財源の確保を図る。

2-5 健全な財政運営を図り、財政調整基金の取り崩し額の減少を図る。

□ 市民ができること

公共施設を利用する際に省エネを心がけることや大切に利用することにより、維持管理費の節減に努めます。

□ 施策の展開

1 限られた人材、財源等を最大限活用できる体制を構築する

- 各種施策の取組状況や成果を外部委員会などによる点検・評価を踏まえて行政運営に反映させる効果的な行政評価制度を確立します。
- 政策課題に応じた的確な体制づくりによって、政策研究機能の充実強化を図るとともに、研究成果を施策に反映できる仕組みを構築します。
- 市民に求められる職員像の実現に向けた職員研修などにより、職員の意識改革に努めます。
- 地域課題の解消が期待できる有用な行政情報をオープンデータとすることで、課題解決と地域の活性化を促します。
- 地域連携による経済圏、生活圏を形成し持続可能な自治体運営を推進します。

2 公有財産の有効な利活用を図る

- 公共施設の利用などについて、情報発信を行い、有効活用を推進します。
- 未利用の市有地などの公有財産を随時処分し、財源確保を図ります。

3 公共施設の維持管理経費を節減する

- 太陽光発電設備などの設置や、電力の入札、照明のLED化を進めることで、公共施設の維持管理経費の節減に取り組みます。

4 自主財源の安定的確保を図る

- 市税などの自主財源の安定的な確保を図るとともに、収入向上を推進します。
- 国・県、各種財団などの補助制度を有効に活用し、財源確保に努めます。
- ふるさと納税を活用した自主財源の確保に努めます。

5 健全な財政運営を図る

- 受益と負担の公平性の確保に努めます。
- 補助金・負担金の見直しや公共工事のコスト縮減に努めます。
- 総合計画と整合した財政収支見通しを作成するほか、市民に分かりやすい形で財政公表を行います。